

宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業

特定事業の選定

平成28年12月19日

宇部市上下水道局

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定を参考にして、「宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業」を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に準じて、特定事業の選定に係る客観的評価の結果を次のとおり公表する。

平成28年12月19日

宇部市上下水道事業管理者 和田 誠一郎

1 事業概要

(1) 事業名称

宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

- ① 玉川ポンプ場（合流式ポンプ場）
- ② 合流幹線管渠（居能1号バイパス幹線及び栄川1号バイパス幹線）
- ③ 雨水放流渠（玉川ポンプ場放流渠）
- ④ 汚水圧送管（西部合流汚水圧送幹線）
- ⑤ 雨水吐口工（吐口）
- ⑥ 栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場（撤去工事の対象）

(3) 公共施設等の管理者

宇部市上下水道事業管理者 和田 誠一郎

(4) 事業方式

本事業は、PFI法に基づく調達手続を参考にしたDBO（Design Build Operate）方式を用いる。事業者は、玉川ポンプ場、合流幹線管渠、雨水放流渠、汚水圧送管及び雨水吐口工を整備し、玉川ポンプ場の維持管理業務を行うものとする。さらに、栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場の現有施設の撤去も行うものとする。

(5) 事業期間

① 本事業の事業期間

本事業期間は、基本契約が締結された後、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、設計・建設期間（7～8年間を想定しているが、事業者提案により、短縮は可能である。）を経て、維持管理期間20年を経過する日が属する事業年度末日（本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までをいう。

時期・期間	内容
平成29年9月上旬（予定）	基本契約及び建設工事請負契約の締結
基本契約及び建設工事請負契約締結の日から 平成37年3月 ¹ （予定）まで	設計・建設期間（旧ポンプ場の撤去設計含む）
平成37年3月（予定）	維持管理委託契約の締結
平成37年4月（予定）から20年間 ²	玉川ポンプ場（旧ポンプ場の撤去工事を含む）の維持管理期間

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をさす。

¹ 設計・建設期間は、7～8年間を想定しているが、事業者の提案により短縮も可能であり、その場合には、維持管理期間の開始日も短縮期間に応じて早めることとする。

² 排水区域ごとに供用開始日が異なる場合には、最も遅く供用開始を行った区域の供用開始日から20年間の維持管理期間をとる。

② 本事業期間の延長

維持管理委託契約に定める事由によって、市と特別目的会社（コンソーシアム構成員が出資し、設立した特別目的会社のこと。以下「SPC」という。）が合意した場合、本事業期間の延長を行うことができる。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

(6) 事業者の収入

① 設計・建設に係る対価

市は、建設等JVに対して、玉川ポンプ場及び合流幹線管渠の設計・建設業務に係る対価（撤去設計及び撤去業務に対する対価を含む。以下同じ。）を市が指定する年度あたりの上限額の範囲内で支払うものとする。この年度ごとの支払額は、該当する年度の出来高の10分の9を超えることはできないが、施設の引渡し時には、残額をすべて支払うものとする。なお、設計・建設に係る対価の額については、基本契約の締結から完成・引渡し（撤去含む）までの期間が長期に及ぶため、インフレスライド条項を適用する。

また、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。建設等JVは、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと。

② 維持管理業務に係る対価

市は、SPCに対して、維持管理業務に係る対価を維持管理期間にわたってSPCが計画し、市が承諾した業務の内容に従い、四半期に1回、支払う。なお、修繕業務及び改築に関する計画業務については、SPCの提案に従い、事業年度ごとにその対価を支払う。

ただし、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく交付金の対象となる改築業務については、本事業にかかる債務負担行為の設定とは別に予算措置を行うため、SPCにおいても、市が交付金を収受できるように協力すること。また、雨水ポンプ運転のための動員日数が、維持管理委託契約に定めた一定日数に対して増減する場合、対価を増減させる。物価変動による改定は、基本契約の締結から維持管理業務の開始日までを含めて、原則として年1回行うこととする。

2 評価の内容

(1) 評価の方法

市は、本事業をPFI法に基づく調達手続を参考にDBO方式として実施することにより、下記に述べる判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施したときと比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に本事業を特定事業に選定する。

- ① 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること。
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上が期待できること。

(2) 定量的な評価

(ア) 前提条件

市の財政支出額の算出に当たって、市が本事業を自ら実施する場合とDBO方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を次表のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

表 1 定量的評価に係る費用算定条件

項目	市が自ら実施する場合	DBO方式で実施する場合
共通条件	① 事業期間：前記1.(5)に示すとおり ② 割引率：1.42%（固定利付国債（25年）利率の平成23年11月～平成28年10月の5年平均） ③ 物価上昇率：考慮しない	
施設の設計及び建設に関する費用（撤去工事含む）	① 設計に関する費用 本事業の設計（撤去設計含む）対象施設において、公共積算要領等に基づき、市場単価を用いて積算を行った。 ② 建設に関する費用 本事業の建設（撤去工事含む）対象施設において、過年度設計成果から数量等を算出し、公共積算要領等に基づき、市場単価を用いて積算を行った。	① 設計に関する費用 ② 建設に関する費用 長期・一括発注方式に効率化や民間事業者の創意工夫により、市が自ら実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現できるものとして算定を行った。

項目	市が自ら実施する場合	DBO方式で実施する場合
保全管理業務に関する費用	① 保守点検業務 ② 調査業務 ③ 修繕業務及び改築に関する計画業務 公共積算要領等に基づき、市場単価、市の類似施設の実績単価を用いて積算を行った。	① 保守点検業務 ② 調査業務 ③ 修繕業務及び改築に関する計画業務 市が自ら実施する場合と同じく、公共積算要領等に基づき、市場単価、市の類似施設の実績単価を用いて積算を行った。 ④ SPCの運営費用 SPCの機関運営等に係る費用を算定した。(下記「運転管理業務」と共通の費用とする。)
運転管理業務	① ポンプ場の運転管理業務 ② エネルギー管理業務 ③ 廃棄物処理管理業務 公共積算要領等に基づき、市場単価、市の類似施設の実績単価を用いて積算を行った。	① ポンプ場の運転管理業務 ② エネルギー管理業務 ③ 廃棄物処理管理業務 市が自ら実施する場合と同じく、公共積算要領等に基づき、市場単価、市の類似施設の実績単価を用いて積算を行った。

(イ) 算定結果

上記(ア)の条件に基づき、市が自ら実施する場合の市の財政支出額とDBO方式で実施する場合の市の財政支出額を、それぞれ事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較した。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、DBO方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政支出額を約2.2%（現在価値換算後）軽減することが期待できる。

(3) 定性的な評価

本事業をDBO方式で実施する場合、市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的な効果が期待できる。

① 一括発注による事業の効率的な実施

設計・建設及び維持管理の各業務を一括して事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や事業者の創意工夫により建設工期短縮など、事業の効率的な実施が期待できる。

② 良質なサービスの提供

本事業では、事業者を公募型プロポーザル方式で募集するため、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することで、供用開始後の浸水リスク、公共用水域の水質汚濁リスク低減について、良質なサービスの提供が期待できる。

③ リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、市と事業者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できる。

(4) 評価の結果

本事業を、PFI法に基づく調達手続を参考にDBO方式として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政支出額を約2.2%（現在価値換算後）軽減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待することができる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条の規定を参考に特定事業として選定する。